

令和元年11月14日
101会議室

令和元年第21回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和元年第21回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和元年11月14日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 3時24分

2 場 所 101会議室

3 出席者

教育長 小町 邦彦

教育委員 松野 登 田中 健一

伊藤 憲春 嶋田 敦子

署名委員 伊藤 憲春

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 大野 茂 教育総務課長 庄司 康洋

指導課長 前田 元 統括指導主事 寺田 良太

統括指導主事 川崎 淳子 教育支援課長 秋武 典子

学校給食課長 南 彰彦 生涯学習推進センター長 五十嵐 誠

図書館長 池田 朋之

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 笹原 康司 井田 容子

案 件

1 協議

- (1) 第3次学校教育振興基本計画について
- (2) 第3次特別支援教育実施計画について

2 報告

- (1) 令和元年第3回立川市議会定例会報告について
- (2) 「立川 夢・未来ノート」の作成について

3 その他

令和元年第21回立川市教育委員会定例会議事日程

令和元年11月14日

101会議室

1 協議

- (1) 第3次学校教育振興基本計画について
- (2) 第3次特別支援教育実施計画について

2 報告

- (1) 令和元年第3回立川市議会定例会報告について
- (2) 「立川 夢・未来ノート」の作成について

3 その他

◎開会の辞

○小町教育長 ただいまから、令和元年第21回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 はい、承知しました。

○小町教育長 次に、議事内容の確認を行います。本日は、協議2件、報告2件でございます。

その他は、議事進行過程で確認をいたします。

次に、出席者の確認を行います。大野教育部長、お願いいたします。

○大野教育部長 本日、第21回立川市教育委員会定例会への出席管理職につきましては、教育部長、教育総務課長、指導課長、川崎統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長。なお、寺田統括指導主事につきましては、現在、電話対応が長引いていますので少し遅れて来るということで、ご承知おきください。

◎協 議

(1) 第3次学校教育振興基本計画について

○小町教育長 それでは、1協議(1)第3次学校教育振興基本計画について、を議題とします。

庄司教育総務課長、説明をお願いいたします。

○庄司教育総務課長 それでは、立川市第3次学校教育振興基本計画につきまして、きょうは素案の案ということでお示しさせていただいておりますので、こちらを説明する形でご協議をお願いしたいと思います。

まず、本年に入りまして、第2回定例会で、スケジュールや策定方法についてご協議いただきました。その後、第5回の本定例会で進捗状況について、現の第2次の振り返りということでご協議をいただきました。なお、第14回におきまして、第3次学校教育振興基本計画の検討委員会の構成について、ご承認をいただいたところでございます。

今回は、その検討委員会の構成をご報告した後、委員会の検討を踏まえまして、素案の案という形でできましたので、今回議題として出させていただきます、ご協議いただいて、ご意見を賜るというような形でございます。まだ素案の案の段階でございます、今、検討委員会でも検討中でございます。3回の議論を踏まえて精査しているところでございまして、まだ若干、例えば用語解説であるとか基礎データであるとか、一部表がないところがございます。あくまでも構成ということでご確認いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

まずページをめくっていただきまして、目次でございます。

第1章から第5章まで、プラス資料編ということで、第2次の計画と同じような構成を考えております。

2ページ、第1章「はじめに」でございます。

1計画の目的。こちらにつきましては令和2年度から令和6年度までの5年間の長期的な

視野に立った立川市の学校教育が目指す基本的・総合的な方向性を定めていくものでございます。

2 計画策定の経緯、ということで、最後のところでございますけれども、教育委員会や学識経験者・公募市民等で構成する立川市第3次学校教育振興基本計画検討委員会での協議を経て策定しましたと記載してございます。

3 計画の位置付け、でございますが、生涯学習や図書館分野については別途計画が策定されておりますので、本計画での対象範囲は小学校、中学校の教育施策と、それに関連する施策ということで限定をしております。また、この基本計画につきましては、国の第3期の計画及び東京都の教育ビジョン(第4次)が策定されております、それを参酌するとともに、上位計画である立川市第4次長期総合計画や関連する立川市第3次特別支援教育実施計画等の分野別個別計画と整合を図りながら策定したところでございます。その体系図が3ページ上部に書いてございます。

4 計画期間、でございますが、先ほどご説明したとおり、ほかの計画と整合を図りまして、令和2(2020)年度を初年度とする5年間を計画期間としております。

4 ページ、第2章「計画策定にあたって」でございます。

1 国や東京都の動き、ということでございます。(1)教育基本法の改正、おめくりいただいて(2)学習指導要領等の改訂、これは平成29年・30年の改訂を入れております。あとは(3)国の第3期教育振興基本計画の策定、6ページになりまして、(4)教育再生実行会議の動向、(5)中央教育審議会の動向、(6)地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正ということでございます。7ページ目は1つ項目を出してまして、(7)いじめに関する法整備について、いじめ防止対策推進法から本市において策定した子どものいじめ防止条例等に言及しているところでございます。(8)東京都教育ビジョン(第4次)の策定、本年3月に策定していますので、そちらのほうを、全部で大項目で12項目というところでございます。

9 ページ、2 立川市の学校教育を取り巻く状況、ということで(1)児童・生徒の数の推移ということでございまして、基本的にはトレンドとしては全国的に減少傾向ということでございますが、一番下のところでございます。平成30年10月に市がまとめた将来人口推計の学齢児童数から算出した令和2年以降の児童・生徒数の推計値では、令和元年と比較し令和6年まで児童・生徒ともに微増が見込まれております。ほかの市とは違って微増という形の見込みが出ております。このことから、本市の児童・生徒数とそれに伴う学級数については、今後も急激な変動はなく、比較的安定した状態が続くと想定されております。

10 ページ、(2)学校施設の現況、ハード面ということでございまして、今までやりました取組、大規模改修であるとか若葉台小学校の新校舎建設、また、体育館照明のLED化、市長公約になってございますが、体育館の空調設置等にも取り組んでいきますということを言及しております。学校施設の現況、可視化したものについては今策定中でございますので、ご了承いただきたいと思っております。

11 ページ目からは、3 立川市第2次学校教育振興基本計画の達成状況、これは3月7日に

行われました第5回の定例会で既にご報告している達成状況ということでございますので、説明は割愛させていただきます。

これらを受けまして、第3章「計画の体系」でございます。

22 ページ、1 計画の方向性。おめくりいただきまして「立川市教育委員会の教育目標」、「立川市の目指す子どもの姿」、これは継続的にこのような記載をしてございます。

24 ページ、2 計画の基本方針。基本方針1として学校教育の充実、「知」・「徳」・「体」の調和のとれた総合的な力を育み、社会に貢献する力を培う。基本方針2、教育支援と教育環境の充実ということで、質の高い学びを提供するため、個に応じた教育支援を推進し、充実した教育環境を整備する。基本方針3、学校・家庭・地域の連携による教育力の向上、学校、家庭、地域が一体となって子どもの教育に取り組む、という大きな3本柱ということで、基本方針1、2、3というのを定めて第2次から継続して取り組んでまいります。

25 ページ、3 計画の体系図。今までの部分を総合的に判断しまして、前期の計画と変えているところは幾つかございまして、それが25ページの体系図の一番下、⑥教育環境の充実となっております。以前の計画ですと教育環境の整備ということでございましたが、ある程度、教育環境が整備されてきたということで、さらに上を目指して教育環境の充実でございます。これは例えば校務支援システムであるとか、体育館の空調であるとか、そういったところを充実していくというねらいでございます。

26 ページ、変更点がもう1点ございます。⑧幼保小中連携の推進ということで、今まで小中連携の推進ということでございましたが、学習指導要領等踏まえて、幼保小中連携の推進ということで、幼児期からの接続が大事ということでそういった体系図にしております。

27 ページ以降でございます。それらの体系図を受けまして、全部で9つの基本施策がございます。基本方針1、2、3にそれぞれ3つの基本施策がぶら下がっております。

27 ページ、第4章「事業の展開と今後の方向性」でございます。これからがメインテーマになります。

基本方針1、学校教育の充実の中では、基本施策1、学力の向上、基本施策2、豊かな心を育むための教育の推進、基本施策3、体力の向上と健康づくりの促進ということでございます。基本施策1、学力の向上であれば、1 教育力の向上、2 児童・生徒の学力向上。基本施策2、豊かな心を育むための教育の推進であれば3つございまして、1 いじめの未然防止、2 学校行事・体験的活動の充実、3 読書活動でございます。基本施策3、体力の向上と健康づくりの促進であれば、1 児童・生徒の体力向上、2 健康な体づくり、3 健康の保持増進ということでございます。

28 ページ、【基本施策1】学力の向上でございます。学力の向上の施策の目的につきましては、児童・生徒に基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る教育を推進します。生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性を育てるために、教員の授業力の向上及び学びの質を高める事業を展開します、ということで記載してございます。

以下、現状と課題、施策の展開ということで、それぞれふれてございます。

取組項目、大きな束ではございませんが幾つかの束になっているような、事務事業を束にしたようなものになりますが、取組項目として、校内研究の推進、研修の充実。29ページになりますと児童・生徒の学力向上、学習支援の充実、少人数指導員の派遣、理科教育の充実、外国語活動の充実、ICTの活用の推進という形で構成をしております。

30ページ、【基本施策2】豊かな心を育むための教育の推進。施策の目的でございますが、児童・生徒の規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む教育を推進します。各学校の特色を生かした教育活動や体験活動の推進、読書活動の充実を図り、豊かな心を育てる事業を展開してまいります。

同じく、現状と課題、施策の展開ということで、いじめ未然防止、学校行事・体験的活動の充実、読書活動ということで、その下に取組項目がぶら下がっているという形でございます。

33ページ、【基本施策3】体力の向上と健康づくりの促進でございます。施策の目的、生涯にわたって、豊かなスポーツライフを実現し、健康を保持増進するために、運動をするための体力、健康に生活するための体力を高める事業を展開します。また、児童・生徒が「食」の大切さを理解し、望ましい食習慣と自己管理能力を身に付け、豊かな人間性を育めるよう、健全な心とからだを培う事業を展開してまいります。

同様に、現状と課題、施策の展開につきましては、児童・生徒の体力向上、健康な体づくり、健康の保持増進という施策の展開で構成されております。

36ページ、基本方針2、教育支援と教育環境の充実でございます。

3つの施策でございます。まず、基本施策4、特別支援教育の推進でございます。施策の展開として、早期連携・早期支援の充実、学校における指導体制・指導内容の充実、学校における特別支援教育の取組への支援、関係機関との連携、特別支援教育の理解啓発という形で構成されております。基本施策5、学校運営の充実につきましては、学校への適切な支援、学校業務の効率化でございます。基本施策6、教育環境の充実につきましては、学校施設とICT環境の充実でございます。

37ページ、【基本施策4】特別支援教育の推進、でございます。特別支援教育の推進につきましては次の議題で説明します計画がございます。第3次特別支援教育実施計画のほうで定めたものを、その柱を施策4にもってきておりますので、詳しい中身は次のところで秋武課長が説明されますけれども、その構成と同じものでございます。

施策の目的でございますが、支援を必要とする幼児・児童・生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、途切れ・すき間のない早期連携・早期支援を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。そして、人権尊重の精神を基調とし、障害に対する理解と障害のある人もない人も共に暮らす共生社会の実現に取り組んでいきます。平成31(2019)年度に策定した立川市第3次特別支援教育実施計画に基づき、体系的・計画的な取組を進めてまいります。

施策の展開としては、早期連携・早期支援の充実、学校における指導体制・指導内容の充実、39 ページ、学校における特別支援教育の取組への支援、関係機関との連携、最後は 40 ページ、特別支援教育の理解啓発となっております。

【基本施策 5】学校運営の充実、でございます。施策の目的、児童・生徒の健やかな成長を図るために、学校運営の充実に向けた支援を行うとともに、児童・生徒及び保護者の相談や支援を行います。また、教員が教育活動に、より専念できる環境づくりを支援してまいりますというところでございます。

施策の展開として、1 学校への適切な支援、2 学校業務の効率化でございます。

44 ページ、【基本施策 6】教育環境の充実、でございます。施策の目的は、児童・生徒が安全で快適な学校生活を送ることができるように、教育環境の整備を進めます。また、ICT 機材を使用したわかりやすい授業の実現や、情報セキュリティに関する知識の習得、教員の負担を減らして児童・生徒に向き合う時間を確保するための統合型校務支援システムの導入を目指してまいりますというところでございます。

施策の展開が、1 学校施設、2 つ目が ICT 環境の充実でございます。

基本方針 3 でございます。学校・家庭・地域の連携による教育力の向上でございます。

学校、家庭、地域が一体となって子どもの教育に取り組んでまいります。基本施策 7、ネットワーク型の学校経営システムの構築の中には、コミュニティ・スクールの充実、立川市民科の充実、情報発信でございます。基本施策 8 の幼保小中連携の推進は、小中連携と幼保小連携でございます。基本施策 9 は、児童・生徒の安全・安心の確保でございます。安全教育に関する活動の支援でございます。

47 ページ、【基本施策 7】ネットワーク型の学校経営システムの構築でございます。施策の目的は、地域や社会の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るために、地域の人的・物的資源を活用し、学校と家庭・地域の連携した教育を推進します。より一層のネットワーク型学校経営システムの構築を図り、児童・生徒がまちに主体的に関わり、まちに貢献しようとする意欲を高める事業を展開してまいります。

施策の展開として、1 つが、コミュニティ・スクールの充実、2 つ目が立川市民科の充実、3 つ目、情報発信というところでございます。

50 ページ、【基本施策 8】幼保小中連携の推進、でございます。施策の目的は、子どもたちの発達や学びの連続性を保障するために、幼保小連携・小中連携による教育活動を推進します。各学校・園が連携した教育課程の改善や相互交流等を充実し、校種間の連携や接続の改善を図る事業を展開してまいります。

施策の展開として、小中連携と幼保小連携がでございます。

【基本施策 9】児童・生徒の安全・安心の確保、でございます。施策の目的は、児童・生徒の登下校の安全確保は最重要施策であり、交通事故、災害、不審者等に対する安全教育を推進するとともに、家庭や地域と連携した安全対策の取組を行い、児童・生徒が安全で安心して生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。

こちらが安全教育に関する活動の支援でございます。

以上が計画の事業の展開と今後の方向性でメインになるものでございます。

現在、検討委員会のほうで意見をいただいているところでございますが、概ね構成はこの内容でいきたいと考えています。素案の案の段階ではこの内容でいきたいと思っております。このあと、計画の推進にあたってということで、教育行政の一層の推進であるとか、新たに検討する項目であるとか、あと指標ですね、この計画を進捗管理するための指標、どのような指標をもってくるかという検討を今後してまいります。それが進捗管理でございます。そのほか、資料編ということで用語解説、基礎データであるとか計画策定経過であるとか、そういったものを加えまして素案という形で、検討委員会は12月まで検討いたしますので、終わった後、年明けぐらいにお示しができるかなと思っております。その段階で素案の段階でお示しできるかなと考えているところでございます。

かけ足で説明をしてしまいました。説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、伊藤委員。

○伊藤委員 分かりやすい説明ありがとうございました。とてもよく理解ができました。

1つだけ少し気になったところがあります。計画の基本方針24ページのところで1、2、3とありまして、基本方針3というところをもう少し細かく説明したのが26ページで、それからその内容を細かくしているのが46ページからですけれども、最初のところで「立川市民」という言葉が入っていて、最後のほうはもちろん「立川市民科の充実」とかあるんですけど、2番目のところに立川市民とか市民科という言葉がないので、できればそこに、ネットワーク型の学校経営システムの構築というところで立川市民とか立川市民科という言葉を入れていただいたほうがいいかなと思います。よろしくお願いします。

○小町教育長 庄司教育総務課長、お願いします。

○庄司教育総務課長 まさに伊藤委員がおっしゃられたようなことを検討委員会でもいただいています、今ちょうどご意見を賜っているところでございます。そこは大事なところでございますので、加えていきたいと思っております。

○小町教育長 ほか、ございますか。松野委員。

○松野委員 今までの分析からはじまって非常に都や国の動き等、的確に捉えているなというふうに感心して聞いておりました。私は学力の向上で、もう未来社会が思考、判断、表現力を求めているわけでありまして、そういうことを考えますと、特に指導要領の改訂の中で一番私気になっているのが、何を学ぶのか、どのように学ぶのか、何を身に付けたのか、このところに焦点を当てていくということは、つまり思考、判断、表現力を各学校が何を重点化しながらそれを児童・生徒に身に付けさせていくのか、この考え方につながっていくと思うんですね。ですから、ここの文言といいますか、何を学んだかとか、何を身に付けたか、こういうことはやはり学校の教育活動で位置付けられ、あるいは点検されるような、そうい

う方向で学校教育が進むならば、私は学力の向上はかなりの的を得た、あるいは絞った展開で進められていくのではないかなと思っているんです。

というのは、今まででもずいぶん学力向上についての話し合いをしてきましたが、例えば教育委員会が学力向上で分析した内容、そういった内容について各学校がきちんと課題として反映し、それに組み込んでいくと最高にいいんですけども、なかなかこのところがまだ一本化できていない。思考、判断、表現力を高めていく、これからの時代のニーズでありそれに応えていく子どもたちに育てていくには、やはり各学校がちゃんと目指すものを明確にして、教育委員会が示した課題とか、あるいはこれからの方向性を受け止めながら、各学校が、何を、どうしていくのかということも示していけるような、こういう5年間のビジョンになれば、私は大きく学力向上が変わっていくのではないかなと期待しているわけですが、その辺りはどうなのでしょう、議論が出たり、あるいはお考えは、どのように捉えておられたのでしょうか。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 今、具体的な学校の教育課程でありますとか、学校の年間指導計画の中にこういった取組をどのように埋め込んで、1年ごと取組として進行管理していくのかというようなどころでご意見を頂戴したものと捉えております。その一つの指標となり得るのが、毎年一つの指標として参考にしております学力調査による子どもたちの変容であろうかというふうに捉えているところです。今年度そこに学力スタンダードに基づいた分析を新たに加えることで、各学校の取組に影響を与え始めたところでもあります。

また今年度からは、各学校の校長たちの自己申告の中に、どのような形で子どもたちの学力の伸長を具現化していくのかというのを、数値目標をからめて設定してもらうようにし始めたところがございます。ですので次年度以降、この振興基本計画を基に、では校長として、それぞれの先生方がどのようにお取り組みいただけるのかというところを、校長先生方の自己申告とうまく連動させながら、今、松野委員からご指摘いただいたような、各学校の取組が具現化していくような働きかけというのを行っていければというふうに思っているところがございます。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 確かに文言ね、具体的になるとあれですね。今の話で大体分かるのですが、この指導要領改訂があまりにも、何ができるのか、どのように学ぶのか、しかも、このことを取り組むためのカリキュラムマネジメントの提案まであるわけですから、私などもどこかの学校の経営のものなどパッと見るときに、この学校何を目指しているのか、そこが一番気になるところで、そのためにどんなマネジメントをしているのか、特に思考、判断、表現力については、ここまで具体的な手立てを国が示してきたものというふうに私は受け止めているものですから、何かこのことが文言で出てくれば、あるいは市民の皆さんの関心でもあるだろうと私は思うのですけれども、何かここをもうひとつ明瞭にできないかなと思いつつこれを読んでいたのですけれども、またご検討ください。

○小町教育長 ほか、ございますか。嶋田委員。

○嶋田委員 私、昨年末に初めて「立川の教育」をいただいたときに、この教育目標の文章を読ませていただいて、この四角で囲ってあるところは、すごい素晴らしいなと思いますけれども、その上にある「子どもたちが心身ともに健康で知性に富み、道徳心と体力を育み、人間性豊かに成長することを願い」というのを読みまして、ちょっとそれはでき過ぎじゃないかと思ってしまったことを思い出しました。保護者としてこれを見たときに、私自身を考えても、それから自分の子どもを考えても、こんなに立派なことを求められるのは、生きづらい思いをしている子どもたちもいる中で、ちょっとハードルが高いのではないかなと、正直に申し上げると思いました。もしかしてさわっちゃいけないところかもしれませんけれども、すみません、一言、言わせていただきました。

あと、豊かな心を育むための教育の推進の辺りで、SNSの問題などもふれていただけるといいのかなと思いました。

それから、読む力を育むような、深く読んで理解するような力を付けるようなことも、読書活動か学力向上か、どこかに入れていただけるといいのかなとも思いました。

○小町教育長 庄司教育総務課長、お願いします。

○庄司教育総務課長 まず、23ページの教育目標でございますが、こちら教育委員会の決定を受けているものでございますが、確かにすごく格式が高いものでございまして、目標をかなり高く設定してございます。子どもたちの、どこで捉えるかというのがありますが、教育目標という憲法的な儀礼的なものもございまして、私ども教育委員会事務局はそれに向けて施策を展開していくという意味で捉えていただければ、それに向けた成長を願って様々な施策を展開していくという、そういうふうに捉えていただければよろしいのかなと思っております。

あと、SNSとか読む力でございますが、働き方改革もそうなんです。やはり教育委員会の中でもう少し新しい要素のことについて言及してほしいという意見をいただいております。ですので次回お示しするときは、SNS、読む力、働き方改革等、今の時代にあった形のものについて、どこかのところに入れ込んで、また提案させていただきたいと思っております。今の段階では構成を見ていただくということでご判断いただければと思いますので、ご意見賜りましたので、次回以降お示しさせていただきたいと思っております。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 若干、補足をさせていただければと思います。本市の教育目標の部分ですけれども、庄司課長からご説明がございましたように、あくまで目指すものとしてお示ししている中で、冒頭のほうに、「教育基本法の精神にのっとり」というふうにございますけれども、教育基本法で示されておりますのは、人格の完成を教育は目指すというところでございまして、その部分を本市なりにかみ砕いているものがその条文の中に含まれているというところで、人格の完成を目指すという部分においては、非常に敷居の高い表現をせざるを得なかったというようなところでご理解いただければと思うところでございます。

また、検討委員会の中では、今、嶋田委員のほうから読む力ということでご質問いただきましたけれども、是非書くほうもというようなどころでご質問をいただいております。もちろん大事な力として受け止めさせていただいておりますが、書く力でありますとか読む力という表現を紙面上に載せてしまうと国語科の指導の改善というような誤解を招く恐れがございます、28 ページの中段、現状と課題の中で、「今後は、」というところが一番最後の段落にあらうかと思いますが、そこで主体的・対話的な言語活動等の授業の充実を図っていくというようなことをそこにお示しさせていただいております。ここでお示しているのは言語活動の充実を図っていくということでございまして、言語活動という言葉の中に、読む・書く・聞く・話すを全部込めて、そういったものを十分充実を図りながら、思考力・判断力・表現力の育成に努めていきたいというような願いを込めさせていただいているのが現状というようなどころでご理解いただければと思います。

○小町教育長 嶋田委員。

○嶋田委員. よく分かりました。ありがとうございます。

○小町教育長 ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 それぞれ3人の教育委員の皆さんから大事な視点があったわけですがけれども、私からは、最初に3点提言申し上げ、その後に表記上の修正等について申し上げます。

まず提言の1でございます。本基本計画に具体的な指標や方策を示してはどうかということです。これについては既に上位計画である立川市第4次長期総合計画、それを受けながら、3月3日第5回教育委員会定例会で説明がありました、立川市第2次学校教育振興基本計画施策体系別進捗状況の中で、30年度の取組状況並びに現状の課題と今後の事業予定が具体的に示されているんですね。改めて本基本計画は学校教育の戦略でありますし、また目標であると、そのように思っております。したがって、今後必要なことは、より具体的に方策を示されたらどうかということです。

では具体的にどういうことかと申しますと、39 ページ、No.4-3-②「また、特別支援学校教員免許取得率の向上を図ります。」とこのように示されております。この場合にどのようにして向上させるのか、あるいは具体策をどう示していくのか。また取得率の向上を明記するならば、当然、何年度までに何%達成するのか、さらに具体的指標、こういうものも述べる必要があるだろうと思います。そうしないと結果的には絵に描いた餅になってしまうのではないかとことを危惧しています。そういう意味では是非、具体的な指標、そういうものをお示しいただくとありがたいなと思います。

次に提言の2でございます。年度ごとのロードマップの作成及び各年度ごとの最重要項目、重要項目について軽重をつけながらお願いします。本基本計画は5年という長いスパンが設定されています。したがって、ここでは年度ごとの達成目標を明確にしないと曖昧になってしまう。つまり5年が経過してしまったときに一体これはどうなっているんだということで、やはり一つ一つもう一回見直しをしなくてはなりません。したがって、年度ごとのロードマップの作成と各年度ごとの最重要項目及び重要項目、この軽重をつけてはどうで

しょうかということでございます。

提言の3です。市民に分かりやすくするために用語に脚注をつけてはどうでしょうか。基本計画は、市民を代表する議員の皆様を示され、なおかつ市民の皆様にも示されるものと思います。したがって、市民に分かりやすくするためにも用語に脚注で具体的な説明を明記する必要があるだろうと思っております。例えば25ページを見ていただくとお分かりのように、25ページ⑥教育環境の充実のところには統合型校務支援システム、あるいは38ページNo.4-1-①、この中で就学支援シート、No.4-1-③学校生活支援シート、さらには51ページ、現状と課題、スケアード・ストレイト方式と。こういうこと含めた幾つか脚注を付けて、市民の皆さんに分かりやすく説明する必要があるだろうと思しますので、ご検討ください。

提言については以上3点でございます。

次に、表記や内容について申し上げます。

まず、26ページをご覧くださいと⑦に、※印のところに「地域の教育力とは、」があります。それについて説明されているわけですが、できれば統一して脚注をつけてはどうか。

あるいは29ページ、No.1-2-③、この中で「教員」という言い方と、50ページ、No.8-2、ここでは「教師」と言っています。ここでは統一する必要があるだろうと思います。

さらには34ページ、No.3-2-①「早寝、早起き、朝ご飯、規範行動等の基礎的な生活習慣」、あとNo.3-2-③「早寝、早起き、朝ご飯、家の手伝い、学校の規則やきまりを守る等の基礎的な生活習慣」、これについてはいずれも基礎的な生活習慣ですから、場合によってはどちらかに統一してもよろしいのではないのでしょうか。

35ページ、No.3-3-①「食物アレルギーをもつ児童」、このように記載しております。この食物アレルギーを「もつ」というのは自分の意思ではないですね。有することから、むしろここは「食物アレルギーのある児童」としたほうが人権上の配慮としてはよろしいのかなと思えます。

ほかにも何点かご覧いただきながら、検討を加えていただければありがたいと思えます。私からは以上でございます。

○小町教育長 庄司教育総務課長。

○庄司教育総務課長 まず、3ついただいたご提言でございます。1つ目の具体的な指標でございますが、現段階では、まだ指標は示せてございません。指標の議論をしているところでございまして、今後お示しをできるようにしたいと考えております。

2つ目でございます。重要項目、最重要項目等の軽重をつけるということでございますが、確かに第2次の計画の中では括弧書きで重点取組というようなことを入れてございます。今後の議論の中で、軽重ではないですが重点項目につきましては、特に市長公約であるものとか教育委員会のほうが主体的に必要だということにつきましては、重点取組というような形で表示をさせていただきたいと考えております。

3つ目の用語の脚注でございますが、こちらも現時点でお示しできておりませんが、冒頭でご説明させていただきましたとおり、素案の段階ではお示しをしていきたいと考えていま

す。お時間をいただきたいと思います。

ご確認いただきまして、多岐にわたりまして内容のところ審査いただきましてありがとうございます。まさに的を得たご指摘だと思いますので、そちらに向けて用語修正を、していきたいと考えています。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 ご説明いただいた方向で是非よろしく願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 本市の教育の柱になる基本計画でございますので、今回、素案の案でございますので、また検討委員会のほうからフィードバックもございますので、その段階でまたご議論いただければと思います。

いずれにしましても、立川市の特性でございます地域と共にある学校ということで、ネットワーク型の学校経営、コミュニティ・スクール、立川市民科と、一連の流れが実は全てつながっているということ、この学校教育振興基本計画の中で改めてお示しをしていきたいなというふうな私も思いしております。そういう立川市第3次学校教育振興基本計画になるかなというふうに思っていますので、また素案の段階で協議いただければと思います。

それでは、ほかないようでございますので、きょうの段階は素案の案というところでございますので、承認ということではないので、この段階でご議論をしめさせていただきたいと思っています。

◎協 議

(2) 第3次特別支援教育実施計画について

○小町教育長 続きまして、1 協議(2)第3次特別支援教育実施計画について、を議題とします。

秋武教育支援課長、説明をお願いします。

○秋武教育支援課長 それでは、立川市第3次特別支援教育実施計画の素案の案について、ご説明申し上げます。

この計画につきましては、先ほどご説明がありました教育振興基本計画の下計画になります個別実施計画となります。これまで計画策定検討委員会、10名の委員で構成しておりますが、そちらで審議を重ねまして、7月、8月、10月と3回実施したところでこの素案の案がまとまりましたので、本日お示しさせていただいております。

計画の構成をご説明させていただきます。

資料の4ページからでございます。第1章、計画の策定にあたって、ということで、特別支援教育に関する国や都の動向をこちらにお示ししてございます。基本的に、いろいろな法的な変更ですとか東京都の計画の流れ等をお示ししているものです。

5ページのところに計画の位置付けと計画期間ということで図でお示ししてあるのですが、こちら差し替えの予定でありまして、上位計画との関係性がより分かりやすいように、市全

体で統一的な図を示されておりますので、そちらで行っていきたいと考えております。

隣のページには一層関連が強い第2次発達支援計画との関連性をお示しております。こちらの計画が発達支援と特別支援教育ということで、対象となるお子さんのライフステージが移っていく流れを見る形になりますので、ここを調整しながら策定を進めているところです。

次に、第2章です。10ページになります。こちらが前計画、立川市第2次特別支援教育実施計画の成果と課題ということで、今年度が最終年度となっております2次計画の振り返りを記載してございます。こちらが基本施策ごとにこれまでの取組と成果と課題ということでお示した内容となっております。

16ページ、第3章、立川市における特別支援教育の現状及び課題ということで、こちらは数値的なものです。現計画中の様々な数値的なものの推移をお示しして考察を加えた形になっております。21ページになりますと、真ん中から下のところで学校における取組等の状況ということで、学校に前計画を策定するときと同様の調査をかけまして、その変化を追っているものでございます。こちらにつきましても様々な項目の取組についての経年変化を見て簡単な考察を加えているところでございます。

それらの考察等を踏まえまして25ページのところで、特別支援教育を推進するうえで追記すべき課題ということで、基本施策ごとにお示しをしているところです。

めくっていただきまして第4章です。こちらからが今後5年間の計画の内容となります。立川市第3次特別支援教育実施計画の施策ということで、基本理念、基本指針、基本施策。大きい枠のところ、基本理念と基本指針につきましては、前計画を基本的に踏襲しながら若干、修正を加えているところでございます。基本施策につきましても、大きな5本の柱については変わらないのですが、中で少し変更が加わっているところもございます。

大きな変更点としましては、この新計画の基本施策5の特別支援教育の理解啓発のところに、取組項目14、15としまして、交流及び共同学習の推進、副籍制度の実施というものがございりますが、こちらにつきましては前の計画では基本施策2、学校における指導体制・指導内容の充実というところに掲載しておりました。副籍制度につきましては基本施策4の関係機関との連携のところにも再掲しておりました。この取組につきましては指導の内容ではあるのですが、やはり理解啓発の一環であるお子さんや保護者の方、地域の方、学校その理解啓発の促進につながるものであるということで、今回の計画につきましては特別支援教育の理解啓発のところで示させていただくことにしております。

続きまして、次にページから具体的な取組をお示しております。この中で主に前計画から変更があったところについてお伝えしたいと思います。

まず28ページです。「基本施策1 早期連携・早期支援の充実」では3つの取組項目の中で具体的な取組をお示しておりますが、29ページ、取組項目2、就学相談の一番下(5)インクルーシブ教育システムの理念の周知ということで、こちら新しく付け加えた部分でございます。前計画の時点ではそこまで大きな流れはなかったのですが、近年、インクルーシブ教育システムの理念の重要性が説かれておまして、立川市でも計画の中にお示しいて

いこうということでここに上げております。

31 ページです。「基本施策 2 学校における指導体制・指導内容等の充実」、こちらで 2 つの取組項目お示ししておりますが、31 ページ、取組項目 4 の(4)と(5)、(4) でユニバーサルデザインの考え方に基づいた指導・支援ということで、ユニバーサルデザインという言葉も市民権を得ておまして、環境であったり指導の方法であったり、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた内容でやっていきたいというところで、こちらにお示ししております。また、(5) 介助員等の業務範囲の検討ということで、教員ではない、介助員という名前が入っている職員ですが、様々な特別支援教育に関わる人間がいるのですけれども、そちらの業務の範囲が固定されていて、ちょっと動きが鈍いのではないかとということもございますので、そこが課題になっておりますので、それぞれ業務範囲を再検討しまして、もう少し効率的に動けるようにしてはどうかということで入れております。

33 ページ、「基本施策 3 学校における特別支援教育の取組への支援」です。こちらでは 4 つの取組項目をお示ししております。同じ 33 ページ、取組項目 6、特別支援学級等の整備及び充実の(5) 介助の必要な児童・生徒の定期的な支援会議の実施と個別指導計画等の作成支援の充実ということで、介助の必要な児童・生徒の支援会議を現在進めてはいるんですけれども、こちら定期的にやるということを明示したいと考えております。こちらの施策をしっかり進めていこうということで決意表明的なところもあってお示ししている部分です。

35 ページ、取組項目 7、教員の専門性の向上の(3)になります。先ほどもご指摘がございました特別支援学校教員免許状取得率の向上ということで、やはり何も知らない、特別支援教育について知識、経験がないまま教員になる若手の方が増えてきております。その理解を進め技能を向上させるためには、こういった免許状を取っていただく、そのための勉強をしていただくといったことが有効ではないかと考えておりますので、それを目指していきたいということで、ここに新しく加えております。

36 ページ後半からは「基本施策 4 関係機関との連携」でございます。こちらで新しく加えたものが次のページ 37 ページ、取組項目 11、特別支援学校との連携の中で、(3) 就学相談担当者等の医療的ケアに関する理解推進、医療的ケアの必要なお子さんが就学することが出てきております。その際に、就学相談担当者が就学に際して様々なこのお子さんに対する必要なケアというものをしっかり認識する必要があり、それを学校にしっかり引き継いでいく、その後の支援につなげていくということで、特別支援学校と連携しながらこういった理解をつけていこうということでこちらに新しく加えております。

38 ページ、取組項目 13、特別支援教育に関わる関係機関との連携、こちらの(3) その他の関係機関との連携です。こちらも新しい項目でして、お子さんを支援する、例えば発達障害からひきこもりにつながっているのではという、そういった課題のあるお子さんにつきまして支援する団体が様々生まれておりますので、そういったところを公の機関だけではなくて、そういった民間の団体さんとの連携も必要ではないかとということで、そこを模索していきたいということで加えている項目でございます。

39 ページです。「基本施策 特別支援教育の理解啓発」ということで、先ほどお伝えしました交流及び共同学習の推進と取組項目 15 の副籍制度の実施をこちらに移行しております。この理解啓発の意識を強く持ってこの 2 つの施策を推進したいと考えております。また当然、保護者、市民等の理解啓発というのも取組項目 16 として残しまして、改善を加えていきたいと考えております。

現在、素案の案としてはここまでの構成となっておりますが、素案の形的时候には用語解説ですとか、策定までの経緯ですとか、そういったものを加えまして冊子の形にしていきたいと考えております。私からの説明は以上です。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、松野委員。

○松野委員 今回のこれを見まして、インクルーシブ教育の理念をきちんと盛り込みながら、特に私が、あぁいいなと思ったのは、第 4 章の基本指針 3、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習をより積極的に行い、共に学ぶということをきちんと打ち出して、さらにこのことが 39 ページですか、具体的な計画が盛り込まれております。これはとてもいいし、またこれが、これからの課題だなというふうに思っています。

第 2 点目にいいなと思ったのは、もう既に行われているのですが、37 ページの取組項目 11、特別支援学校との連携であります。私これを読みながら、やはり支援計画と指導計画、現場でもきつと困っている場合もあるでしょうね。こういうふうな支援計画、こういったものの作成にもかなり協力いただけるというか支援いただけるような関係になっているんだろうなと思いつながら、何と言ったって特別支援学校と一緒に学びながら、あるいはいろいろな支援を受けながら、これは私、最高にいいつながりだなと思っております。是非この辺りのことをこれから 5 年後続けていければ、豊かになると思っております。

○小町教育長 秋武教育支援課長。

○秋武教育支援課長 ありがとうございます。そういった方向で進めたいと思つし、特別支援学校につきましては、過去とはまた違つまして、センター的機能等持たせていただつて、ずいぶんと市町村のほう向つていただつていると思つしますので、その関係、しっかりチェックしていきたく思つします。

○小町教育長 ほか、ござつますか。嶋田委員。

○嶋田委員 先日、PTA の方との懇談会がありまして、何中の会長さんだつたか、発達障害であろうお子さんの対応に苦慮しているというふうなお話をされてた方がいらつしゃつて、ただ、その発達障害のお子さんを抱えた保護者も困つているだろうし、そしてその周りの保護者も困つているという状況があるということをお聞きしまして、多分どちらにも教育をしていかなきゃいけないのかなというか。この最後のページに講演会を開催しますとありつけれども、講演会を開催するだけでは伝わらない方たちに、どうやつて伝えていつたらいいのかなというのはすごく難しいことだと思つしますが、保護者だけでなく子ども同士

もそうですし、問題を抱えた子と抱えていない子、両方に、こういうことなんだよという説明とか教育が必要なのかなと思いました。

○小町教育長 秋武教育支援課長。

○秋武教育支援課長 今ご意見いただきまして、やはりこの項目に特別支援の理解啓発ということで、ここに移してよかったなと改めて感じたところです。交流及び共同学習を進める、それから副籍制度をしっかりと進めていくというところで、やはり学校現場から広げていくということもございますし、今、私ども教育委員会のほうでもっている手段が、理解啓発の手段が講演会ですとか、ちょっとした資料の配布ですとか、そういったところに留まっているところは課題かなと考えておりますので、どういったふうにしていくと理解が進むのか、子ども同士、親御さん同士が理解し合えるのかということも研究していきたいと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 私のほうからまず感想を申し上げ、その後に提言を3点ほど申し上げます。

まず感想でございます。本実施計画の「はじめに」の中で、特別支援教育の推進として重点項目が4点お示しされております。1つ目ですが、「障害のある子どもが地域でよりよく生活していくことができるよう交流及び共同学習をさらに進め、保護者や市民等へ特別支援教育への理解・啓発を図ること」、2つ目、「幼児期からの早期連携と支援を推進し、小・中学校間の円滑な引継ぎの実施」、3つ目、「児童・生徒一人一人のニーズに対応した特別支援教育の充実の検討」、4つ目が「特別支援学校等と連携し研修内容等の充実」、この4点が重点項目として示されております。極めてこのことは基本的に重要なことでありますし、私もこれが大事であると、そのように受け止めているところでございます。

次に、3点ほど提言を申し上げます。

まず1点目です。5ページをご覧ください。第1章の4、計画の所管範囲でございます。ここでは、「主に、就学前(乳幼児期)の児童を対象」から始まりまして、その後に、「一方」からは本計画のことが述べられています。これは順序が逆ではないかなと思っております。先に本計画の内容から記述して、その後に就学前のこと、そして卒業のことを述べるようにしてはいかがでしょうかということでございます。

次に32ページをご覧ください。この中で個別の教育支援計画、個別指導計画の作成とございます。ここでは「小・中学校間及び特別支援学校高等部」となっております。本計画の趣旨から申し上げて、高校の記載も必要ではないかと考えているところでございます。

最後です。34ページをご覧ください。取組項目7、教師の専門性の向上。ここでは、発達障害の方も増えています。研修内容としては「自立活動」の研修、こういうことをある程度明記されてはいかがでしょうかという提案でございます。よろしく願いいたします。

○小町教育長 秋武教育支援課長。

○秋武教育支援課長 提言ありがとうございます。まず1点目の計画の所管範囲のところでございますが、確かにご指摘のとおりで、恐らく、最初に私ども書き始めるときに時系列で考えてしまったというところがあるかと思っておりますので、そちらについては私どもの計画をメイン

にしているということで考え直したいと思います。

続きまして 32 ページ、個別の教育支援計画、個別指導計画の作成ですけれども、こちらについて特別支援学校の高等部というところで、やはりメインとしてつないでいくのは特別支援学校だということで、つなぎ方としても支援の計画をつないでいくという考え方が明確になっておりますので、まずそこをやっていきたいと考えているところです。また、高校というところだと、ご意向を伺ったところの中には高校への引継ぎを希望されない方もいらっしゃるという事例もございますので、少し慎重になりながら、ただ、やはり高校に生活の場が移っていくという生徒さんについても、引継ぎをしっかりと検討していくというところは何らかの形で対応していきたいと考えております。

最後です。34 ページ、教員の専門性の向上のところ自立活動の研修というご指摘ですけれども、特別支援教育の中に教科活動とともに自立活動が入っているというのはセットであるということで考えて明記はしていないところですが、それを含めてやっているんだよということが伝わるような、何か工夫ができればというふうに考えます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 丁寧なご説明ありがとうございました。今説明がございました方向でお進めいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○小町教育長 特別支援というか教育支援の話に関しましては、基本的には公教育でございますので、インクルーシブの視点になろうかなと思っています。まだまだ、どうしても地域、保護者の中には、そういう視点がなかなか構築しにくいというのが現状ではないかと思っています。

教育委員会としましても、取り組むことは取り組むんですけれども、やはりコミュニティ・スクールだとか地域の社会教育の団体等も含めてネットワークを組みながら、様々なでっこみひっこみ、それぞれある子どもたちがいることは事実でございますので、そういった子どもたちが共に学び合う、育ち合うような学校にしていきたいと思いますというメッセージをしっかりと伝えて、それを地域、保護者が支えるというふうな取組に転換していかないと、結果的には特定のクラスにその子たちを集めてしまえばいいみたいな、そういう風潮が他市では生まれているというお話も聞きますので、本市の場合はそうあってはならないと思っていますので、そういったところの理解啓発という意味で、地域だとか保護者、PTA等含めまして、巻き込んで、啓発を図っていくということが今後とても大事なかなと思っています。そんな書き込みを今後の検討の中でできればいいかなと思った次第でございます。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

それでは先ほど申し上げたとおり、まだ素案の案でございますので、きょうは議論はここまでということにさせていただきます。素案が出た段階でまたご協議願うという形にさせていただきますたいと思います。

◎報 告

(1) 令和元年第3回立川市議会定例会報告について

○小町教育長 次に、2 報告(1)令和元年第3 回立川市議会定例会報告について、を議題といたします。

大野教育部長、説明をお願いいたします。

○大野教育部長 それでは、令和元年第3 回立川市議会定例会について、ご報告いたします。

資料のほうは令和元年第3 回立川市議会定例会報告をご覧ください。

まず、1 議会日程表、でございます。

本議会につきましては本年9月13日金曜日から10月18日金曜日までの36日間ございました。

2 所信表明に対する質疑、をご覧ください。

今議会では、議会の初日の9月13日に、本会議で市長の所信表明演説がございました。それに対する質疑が9月19日木曜日の本会議で行われました。この表に掲載されていますように、教育に関する質問は5件ございました。

それでは順次、質疑の概略についてご説明したいと思います。

まず1人目の質問者は、中山ひとみ議員でした。

質問の内容につきましては、新学校給食共同調理場の建設についてということでございます。安全・安心な給食の提供の考え方及び今後のスケジュールについてでございます。これに関しましては、新学校給食共同調理場につきましては、衛生管理基準に基づきます汚染区域と非汚染区域の区画分離等、HACCPに対応した管理手法による運営と、アレルギー対応食専用室を整備していること。また、整備スケジュールにつきましては、建設候補地であります国有地の取得の具体的な手続きに入っていること、また供用開始時期につきましては、整備期間を最大限短縮した場合、国有財産関東地方審議会からの答申後に実施方針を公表してから3年2か月、38か月程度の期間であること。ですので、手続きが順調に進めば現市長の任期中に供用開始が可能であるというような旨を答弁したところでございます。

2人目の質問者は、高口靖彦議員でした。質問は2点ございました。

1点目は、「配慮を必要とする子どもたちの教育環境の整備等を図り」、これは所信表明の中で市長が発言した内容ですけれども、これの具体的内容について問うものでした。これにつきましては、インクルーシブ教育システム理念のもとに、子どもたちの教育的ニーズに応じた学びの場を確保するため、知的障害特別支援学級や難聴・言語障害通級指導学級に加えまして、発達障害のある児童・生徒を対象とした特別支援教室の設置を全小中学校で進めていること。さらに、自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に向けた準備も開始したこと。来年度からは、教員の指導力向上に資するような研修を考えていること。また、児童・生徒、保護者、地域の相互理解を進めるための意識啓発にも継続して取り組んでいくというような答弁をいたしました。

2点目の質問は、新学校給食共同調理場の愛称の募集ということでございました。これに対しましては、現時点では検討しておりませんが、他自治体の事例を参考にしながら検討していくというような答弁をいたしました。

3人目の質問者は、上條彰一議員でした。

質問は、市長選挙期間中にインターネットの討論会というのが行われましたけれども、その中で市長が新学校給食共同調理場につきまして、「ようやく国の土地が手に入ったので、4年以内に子どもたちに届くようにしていく」という発言がございました。この内容につきまして、「国の土地が手に入った」のはいつか。「4年以内に」実現できると発言した根拠についてはどういうことかというようなご質問でございました。これに対しましては、国の土地が手に入った、入手できたという意味につきましては、既に具体的な手続きに入り、財務省が本市への土地の譲渡を前提といたしました土壌汚染調査等を行っており、実質的に本市が取得できる道筋がついたということ。「4年以内に」という発言につきましては、先ほど申し上げましたように、38か月程度でできますので、順調に進んだ場合、在任期間中に供用開始が可能であると判断しているという内容で答弁をいたしました。

4人目の質問者は、大石ふみお議員でございました。

質問の内容につきましては、教育現場の実態把握と教職員の負担軽減についてということで、1点目は、教員の部活動の指導に関するところで、教員がやりがいをもって部活動を指導している場合はそれなりの評価をしてあげるとともに、その機会を奪わないようにするべきではないかというような趣旨の質問でございました。これにつきましては、本市では教員の負担軽減のため、部活動指導員を各学校の要請に応じて配置しているところですが、教員が使命感をもって部活動を指導している学校には配置していないということ。また、部活動についての人事評価につきましては、各学校の校長が東京都教育委員会の方針に基づきまして、「特別活動・その他」の項目で評価していること等を答弁いたしました。

2点目は、教員が子どもと向き合う時間を確保できるよう事務負担軽減や教員の心理的負担を軽減する施策を講ずるべきではないかという趣旨の質問でございました。これにつきましては、本市では立川市学校における働き方改革総合プランに基づきまして、教員の意識改革のための研修、あるいは部活動指導員、副校長補佐、スクールサポートスタッフの配置、学校支援ボランティア制度等による地域人材の活用、学校事務の共同化の一部実施による業務の効率化などに取り組んでいること。また、来年度、学校事務の共同化を全校に拡大するとともに、校務支援システムの導入を予定していること等々に取り組んでいる旨を申し上げまして、あと、副校長ヒアリングの中でも平日の在校時間や土曜出勤が減少したとの成果を聞いているところでございますので、この総合プランに基づいて今後も進めていくという旨の答弁をいたしました。

5人目の質問者は、稲橋ゆみ子議員でございました。

議員からの質問につきましては、新学校給食共同調理場の建設について2点、体育館へのエアコン導入に関しまして太陽光発電等の設置はできないのかというような質問でした。

前者の質問に対しましては、市といたしましては、費用対効果ということも当然ございませぬけれども、それよりも児童・生徒に安全・安心な給食を提供するために建設するものということ。また、土地購入費等々につきまして、まだ未確定な要素が多いため、示すことはできないということ等を答弁いたしました。

2点目の8,500食、こちらについては地元農産物で賄えるのか、また地産地消を推進できるのかというような質問がございました。これについては8,500食になりますと地元農産物だけで賄うことは難しいと考えておりますけれども、地元農産物を優先し、地元野菜の使用率を上げていきたいという答弁をいたしました。

次に、太陽光発電等を学校に設置できないかというようなご質問でございました。そんな中では私どもといたしましては、市として、公共施設へ太陽光発電の設置をすることにつきましては、技術革新の状況を注視すると判断しているもので、現時点では、校舎に太陽光発電を設置する考えは持っていないというような答弁をいたしました。

続きまして、3 一般質問の項目をご覧ください。

一般質問につきましては、9月20日から土日はさみまして9月25日までの3日間行われました。この表に示すように議員からは何点かご質問がございました。この中で主なものを抜粋いたしましてご説明したいと思います。

まず、頭山太郎議員でございます。

第一小学校を取り巻く状況についてということで、150周年事業の進捗状況についてご質問がございました。第一小学校につきましては、令和2年2月29日に創立150周年記念式典を開催すること。都内では初の150周年を迎えるということで、東京都教育庁に対しまして昨年度から東京都として式典に参加してもらえないか打診していきたいということ。その結果、東京都のほうでは検討を重ねまして、式典に祝電を贈っていただけるという結論に達したこと等を答弁いたしました。

2点目は、ゾーン30の設定ということですが、生活道路における歩行者の安全を確保するというので、最高速度を30kmに制限する交通安全対策ということですが、こちらの設定ができないかというような趣旨でのご質問でございました。こちらにつきましては、本市といたしましては、第一小学校周辺の整備について、今後、立川警察署の担当部署に申し入れを行うというような答弁をいたしました。

3点目、都施設との防犯体制ということですが、これは柴崎町で現在建設中の児童相談所の近隣住民が不安に感じているということについて、対策をとられたものでございます。こちらにつきましては、東京都に問い合わせた中では、児童相談所等の周辺で不安を与えるような事例は発生していないということ。ですけれども近隣住民が不安を感じているということとは都も認識しておりまして、建設にあたっては住民説明会を開催したほか、要望や意見等には個別に対応するというので連絡をもらいたいと考えていることを答弁いたしました。市といたしましても、安全・安心のための登下校見守りパトロールとも連携しまして、子どもたちの安全確保に努めているというような答弁をしたところでございます。

あと、子どもの水難防止ということで、夏休み前の取り組み、着衣泳指導について、全小中学校で実施をということにつきましては、市といたしましても、学習指導要領に基づきまして夏休み前の取り組みも行うとともに、着衣泳も今年度、小学校では13校で取り組んでいるということ。今後の実施につきましては、小学校の学習指導要領の中で積極的に行うということが書いてありますので、実施するように来年度の教育課程に着衣泳の実施を位置付け、実施するように指導していくというような答弁をいたしました。中学校につきましては、着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方で、各学校に応じて取り扱うことができるものとするというように学習指導要領にございますので、各学校の実態に応じて指導内容や方法を検討するよう指導するというような答弁をいたしました。

2人目です。大沢純一議員です。

災害時の電力確保ということで、体育館へのエアコン設置についての質問と自家発電設備の点検ということをございました。エアコンの設置に関する検討の経過というのが主な質問でございました。この点につきましては、市といたしましては、他市等視察し、工事期間も少なく価格も一定程度の電気式のをリース方式で設置するというような答弁をいたしました。

自家発電設備の点検ということにつきましては、学校給食共同調理場の自家発電設備につきまして、目視による日常点検、法定点検、自主点検、試験運転実施点検を行っているというような答弁をしたところをございます。

続きまして、伊藤幸秀議員からです。

不登校児・生徒に対する支援ということで、市の取組、また、他市の事例を出しまして今後の取組ということをございます。答弁の内容といたしましては、本市は不登校児童・生徒の出現率がやや近隣に比べて高い。また日々増加傾向にあるというようなことを述べまして、またその理由につきましては、様々な要因が複合的に関係しておりまして、原因を特定することは難しい。本市においては、特別支援教室、適応指導教室、学校への居場所づくりなど多面的に行っていますけれども、なかなか改善しないということで、今後は、総合的な見地から不登校問題に対応することが重要であるというような認識から、学識経験者の知見も含め、総合教育会議などで検討を進めていきたいというような答弁をしたところをございます。

次に、浅川修一議員でございます。

科学教育の推進についてということで、科学教育の現状とこども科学館の設置ということでありました。答弁につきましては、本市では第2次学校教育振興基本計画に科学教育の充実を位置付けまして、小学校科学教育センターあるいは今年度から開始しました都立高校や企業と連携した中学校夏季科学講座の実施を通して取り組んでいると答弁をしました。

また一方、子ども科学館の設置につきましては、現状、公共施設の床面積の削減等に取り組んでいる中では、箱ものとして新たに子ども科学館を設置することは難しいということ。現在は考えているというような答弁をいたしました。

続きまして、瀬 順弘議員からの質問でございます。

学校教育の充実と教員の負担軽減についてということで、学校給食費等の公会計化について、学校ICT環境の充実についてというものでございました。学校給食費等の公会計化につきましては、現在検討を開始したところであるというような答弁をいたしました。

学校ICT環境の充実につきましては、統合型校務支援システムを今後導入していく予定であるというような旨の答弁をしたところでございます。

続きまして、門倉正子議員からの質問でございます。

子どもの権利条約に基づく取り組みについてということで、人権教育、小中学校の人権教育はどういう形で行っているのかというような質問でございました。これにつきましては、東京都教育委員会が作成しました人権教育プログラムの中で、人権課題「子供」として取り上げられております。「特別の教科 道徳」をはじめとして特別活動など教育活動全体を通して全小中学校で学習しているということを答弁しまして、その中で門倉議員のほうからは、子ども議会の中で「権利のファイル」というのがございますけれども、それについて活用はどうかというようなご質問がございまして、これにつきましてはファイルの配布時期と年間指導計画の整合を検討しているということと、あと、今月の児童虐待防止推進月間や来月行われます人権週間等の機会を活かして、ファイルを活用した学習を推進するよう指導していくことを答弁いたしました。

続きまして、桑川敏男議員からの質問でございます。

若葉町のまちづくりについてということで、若葉台小学校の校舎の建築の進捗状況と、若葉会館の工事の概要、また、学校運営審議会の進捗状況についてということでございました。

これに対しまして、若葉台小学校の工事については順調に進んでいるということ。また、施工業者につきましては、地域貢献ということで様々な取組を行っているような答弁をいたしました。

また、若葉会館の工事につきましては、屋上防水が済んだということと、便所壁面改修工事というのが残っているんですけれども、これにつきましては今後、工事を進めていきたいというような答弁をいたしました。

学校運営協議会の進捗状況につきましては、今年度6月から全校に学校運営協議会が設置されまして、第1回の学校運営協議会では、委員の紹介、会長・副会長の選出などの後、学校長より学校経営方針、教育課程編成について説明を行い、全ての協議会でこれらについて承認されたこと。また、今後の活動については、前年度から行っている五中校区、八中校区の運営協議会を参考にしたり、あとは他の学校の運営協議会の状況を参考にしながら進めているというような形で答弁をしたところでございます。

その中で多様な意見を学校運営に反映してもらいたいというような委員からのご指摘がございました。その中で私どもとしましては、学校運営協議会は、地域の学識経験者、保護司、地域学校コーディネーター、民生児童委員、青少年健全育成委員、子ども会の役員、近隣幼稚園・保育園園長、PTA役員等、多様な人数で構成されていることから、それらの委員から出た意見等につきましては、学校運営の改善につなげられるよう各学校に指導していくと

いうことで答弁をいたしました。

最後に、山本洋輔議員でございます。

公共施設における再生可能エネルギー等の導入についてという質問でございました。こちらにつきましては先ほどお話ししましたように、公共施設への太陽光発電等の設置につきましては、技術革新の状況を注視するということですので、現時点では設置する考えは持っていないというような答弁をしたところでございます。

続きまして、4 補正予算、でございます。

これにつきまして若干、誤りがありましたのでお詫びして訂正させていただきます。この表の歳入のところでございます。歳入につきまして学校給食に係る食中毒対策損害賠償金しか入っていないですけれども、この歳出のほうにあります学校共同事務室運営に対しまして同額の東京都からの補助がございますので、そちらのほうをこちらの歳入のほうに今回書き漏らしてしまいました。申し訳ございませんでした。あとで差し替えをさせていただきます。

今申し上げましたように歳入につきまして、学校共同事務室運営ということで同額の917万3千円が歳入で1つ加わります。それと学校給食に係る食中毒対策損害賠償金でございます。これは調理場で平成29年2月に発生した食中毒事案に係る本市が負担した経費につきまして、本年7月10日に入金があったということで補正予算としたところでございます。

続きまして歳出でございます。

学校共同事務室運営(北部共同事務室設置)ということで917万3千円というのを補正で出しました。これにつきましてはJR中央線以南については平成30年度から実施しているものを、来年度から北部の全校に広げるということで、六中と大山小学校に共同事務室を設置しますので、その費用ということで計上したものでございます。

小学校施設改修事業につきましては、松中小学校プール、これは底と壁全体を改修するというので、大山小学校につきましてはプールサイドの改修ということで4,640万円を計上いたしました。保全計画に基づく小学校施設改修事業、南砂小学校大規模改修工事でございます。こちらにつきましては現場調査や施工の過程等で設計内容の状況等に変更が生じたため補正をするもので、1億6,741万2千円を補正したものでございます。

続きまして、通訳協力員賃金でございます。こちらは小中学校におります日本語の不自由な子どもたちの通訳をする通訳員の賃金ということでございまして、年度当初では年間通して全て見込むことができませんので、9月あるいは12月ごろまで持つ額を計上して、毎年、年度途中で補正をしているということで必要額を補正したものでございます。

続きまして、債務負担行為でございます。

中学校屋内運動場空調設備リース料ということで、こちらは令和2年～6年までという5年間で3億8,247万3千円ということでございます。こちらにつきましては既に入札が終わってしまっていて、業者は決まっています。今年度中に設置をしまして、来年4月から稼働する予定ということで、来年4月からのリース料を計上したものでございます。

外国語指導助手委託、これは令和2年度分ということで、こちらにつきましては小学校の

新学習指導要領が令和2年度から全面実施、小学校において英語が教科化されますので、その対応として今年度から準備が必要ということで今年度補正をしまして、来年4月に向けて教育課程の編成等の打ち合わせを行う必要があったため、債務負担行為として計上したものでございます。

続きまして、5 文教委員会、でございます。

10月9日に行われました。報告事項といたしましては、企画政策課からは4本、基本計画に関するもの3本と総合教育会議に関するものが1本。教育総務課から3本、指導課から1本、学校給食課から2本、生涯学習推進センターから2本ということで、文教委員会に報告した内容は教育委員会でも報告している内容でございますので、報告内容は省略させていただきます。

ページをめくっていただいて4ページでございます。文教委員会の所管事項の質問でございます。こちらは1名の委員から出されまして、就学援助の入学準備金支給の基準年齢の改善についてということで、前倒しの基準年齢は6歳で計算すべきではないか。これは小学校1年生は6歳になっているということで、現状、入学前の準備金でございますので5歳で計算しているのは6歳で計算するべきではないか、また、5歳で計算してどのような影響が出たのか。5歳より6歳のほうが早くなりますので5歳で計算した分、不利益を被っているというような認識で、救済はどう行うのかというようなご質問でございました。

この質問の中では国からそのような指導をされているはずなので、そのような取り扱いをしたらどうなんだというご質問でございましたけれども、市といたしましては、そのような通知はないということ。また、この就学援助につきましては、生活保護基準を使用して判定している関係から、その時点の年齢でなければ判定できないので、今後も5歳で判定していくというようなことでお答えしたところでございます。

最後に、6 契約議案、でございます。

これは10月18日の本会議で審議されたものでございます。立川市新学校給食共同調理場(仮称)整備運営事業変更契約でございます。これは現調理場についての変更契約ということでございます。この内容につきましては、令和2年度から新学習指導要領が小学校で完全実施されまして、年間授業時間数が増えることに伴いまして、給食提供日数が190日から195日、5日間増えるということで、その関係での契約変更というものでございます。

議案第95号から第97号までの3件、これは南砂小学校大規模改修工事ということで、建築、機械設備、電気設備の請負変更契約となっています。こちらにつきましては先ほど補正予算のほうで申し上げた内容によりまして、契約金額に変更が生じたため、契約議案の変更ということで提出したものでございます。

説明は以上でございます。

○小町教育長 報告ありがとうございます。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

田中委員。

○**田中委員** 今ご説明いただいた1番の議会日程表、そしてまた2番目の市長所信表明に対する質疑、3番の一般質問、一般質問については受付番号1番の頭山太郎議員からはじまって16番の山本洋輔議員、4番の補正予算、5番の文教委員会、この中では報告事項並びに所管事項質問、最後の6番の契約議案、一つ一つ非常に丁寧に説明いただいて、また答弁についても非常に的確に答弁されていること、本当に心からこの席で重ねて御礼申し上げます。ありがとうございました。

○**小町教育長** ほか、ございますか。伊藤委員。

○**伊藤委員** 直接これに関する質問ではないですけども、実は最初にこれをすうっと読ませていただいたときにはスルーしてしまったんですけども、テレビのニュースで、沖縄の小学校が入札がうまくいかずに4年間も体育館ができてないと。体育館ができないので、当然、運動場が使えなくて4年間運動場がないままであるとありまして、ここで入札が不調ということがあったわけですから、この辺の地域でもそういうようなことが、難しい問題があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○**小町教育長** 庄司教育総務課長。

○**庄司教育総務課長** 入札の状況でございます。確かに最近、入札不調という傾向は出てまいりました。様々な需要がある中で、人手が足りない、高齢化しているということが一つ、様々な工事が、例えば体育館の空調とかもそうですけれども、様々ないろいろな工事がいろいろ出ているということがございます。やはり競争ですので高い金額から落ちやすいということもございます。安い、100万単位の工事とか、これは私が把握している限りですけども、沖縄とは状況が違いかもかもしれませんが、2回、3回やってようやく決まるというようなことがございまして、私も4年間この職におりますけれども、1年目の頃とはだいぶ状況が変わってきているかなという感じはします。ただ幸いなことに、沖縄のように工事自体ができないということはないです。今、1件だけありますけれども、目途はなんとかつきそうなところでございますので、確かなかなか、時代なのでしょう、高齢化なのか、やる方がいないとか、そういった状況は傾向としてあるというふう聞いています。

○**小町教育長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 大変でしょうけれども、子どもたちのために頑張っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○**小町教育長** ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○**小町教育長** ないようでございます。これで報告(1)令和元年第3回立川市議会定例会報告について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(2)「立川 夢・未来ノート」の作成について

○**小町教育長** 続きまして、2報告(2)「立川 夢・未来ノート」の作成について、を議題とい

たします。

前田指導課長、説明をお願いいたします。

○前田指導課長 それでは、「立川 夢・未来ノート」の作成について、ご報告いたします。

昨年度よりキャリア教育を推進する教科書的な教材として作成に着手してきたところでございます。このたび国のほうから、キャリア教育を推進する教材、「キャリアパスポート」として各区市町村等においてポートフォリオ的な教材を作成し、令和2年度から活用するということが示されました。

このことを踏まえ、キャリアパスポートとして活用できる「立川 夢・未来ノート」となるよう、また、SDGsの視点から、まちづくりの担い手を育てていくといったことも視野に入れまして、全体構成から再検討をしてきたところでございます。このたび全体がまとまりましたので、ご報告をさせていただきます。

めくっていただきまして、ホッチキス止めのものをご覧いただければと思います。

1枚目が全体構成のイメージ図となっております。全体構成は、国のキャリア教育の視点に基づくとともに、本市独自の市民の育成といった視点を加えまして、一番左側ですけれども要素1から要素5、「自分を見つめる」から「地域とかかわる」までの5つの要素で構成いたしました。それぞれの要素については、身近な小さな対象から徐々に大きな対象へと拡大していく6段階程度のワークシートとしてそれぞれ作成をいたしました。

項目としては全部で34項目になりますけれども、これら全てを網羅して回答するというのではなくて、各学校においては既に取り組んでおりますキャリア教育の年間指導計画がございます。それらに基づいて合致する項目についてワークシートを選択して、年間まずは3回程度から使用を開始するというを各学校に周知してございます。

また、ワークシート案というふうに、1枚目のところ小さな字で書いてあると思いますがけれども、各学校の実態に応じて、私どものほうで作成したワークシートそのままではちょっと使いづらいというようなことも当然あるかと考えております。ですので、これらのワークシート全てこの構成の中でクリックするとそのページが出てくるように、コンテンツライブラリーという学務課のほうで管理してくださっている、各学校が直接アクセスしてすぐ開くことができるホームページのような情報サービスがございます。そちらのほうにデータでアップしまして、各学校がカスタマイズしながら活用するといったことができるようにもいたしました。

この夢・未来ノートを活用しながら本市のキャリア教育を推進していくことで未来の立川市を創造する市民の育成につなげていくことができれば、そんな夢を描いて作成したものでございます。報告は以上でございます。

○小町教育長 報告ありがとうございます。

これより質疑に移ります。ご報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、松野委員。

○松野委員 私、昨年の教育委員会でこの質問をしたところですが、指導要領の総則にこのこ

とが明記されて、立川、どうするのかなど思いながらの質問でしたが、こうやって実現ができたのは何より、うれしい話です。ありがとうございました。

特に、社会的な、あるいは職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるようというふうに指導要領には出ておりますけれども、でもそれだけではない、さらに、住んでいる地域のことをちゃんと絡めながら学んでいける夢・未来ノートになっていることが、また立川のよさというふうに思っております。

○小町教育長 ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 「立川 夢・未来ノート」、本当にここまでよく進めてこられたなと思って、感謝申し上げます。特にキャリア教育を通して育てる「基礎的・汎用的能力」、この中で4つの能力というのは極めてこれから、21世紀に活躍する子どもには特に重要ではないかと思えます。とりわけ人間関係形成あるいは社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力と、いずれもこれから生きて働く力になるなと思って本当に感謝いたします。

そこで何点かお伺いしたいのですが、まず1点目です。「立川 夢・未来ノート」、このことを各学校が作成するわけですね。特に作成にあたっては各小学校、中学校で自分なりにカスタマイズすることで進めると。そうしますと、きょう学校訪問がございまして、立川第二中学校に関しては生徒数が525名いるんですね。そうなりますと、各学校で先生方及び管理職を中心にこのことをどう理解させていかれるのか、そのことをお尋ねします。簡単に言えばこの「立川 夢・未来ノート」、これについては各学校でお作りになるわけですが、各学校の先生方、管理職中心にどう共通理解が図れるかということが1つ。

2つ目に、個々の児童・生徒の個人情報に関わるものも若干入ってくるかと思えます。そういう中で膨大な児童・生徒のキャリアパスポート、これを学校ではどこに保管するのか。先ほど申し上げたように立川第二中学校に学校訪問いたしまして、生徒が525人いらっしゃるんですね。そうなるこれが小学校から中学校まで入って進めていくわけですが、この保管というんですか、それはどういうふうに適切になされるのか。

あと最後でございます。この「立川 夢・未来ノート」、これについては若干、個人情報も入ってくるかと思えますが、そうなりますと個人情報を求められた場合、誰がどのように開示の責務を果たすのか、その辺りお尋ねしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 まず、管理職の先生方中心にどういった理解を図っていくかというところでございますが、実は4月当初から3回に分けて、この夢・未来ノートについて、まず昨年度からの取組の中で見直しを図っていくこと、作成経過、全体構成のイメージ、さらには今回、本日この場でご報告させていただくというふうなこと踏まえて、途中経過を順次、校長、副校長会でさせていただいております。その中でどのような作成の方向性でいくかというようなことも順次情報提供させていただいてまいりまして、現時点で全体構成あるいは作り方について、ご理解いただけてない管理職の先生はいないものと考えております。

そのことを踏まえてですけれども、本市の市民科の年間指導計画のよさを活かしまして、市民科は、各中学校区ごとに集まって各小学校と中学校の市民科の年間指導計画というのを一つの用紙に収まるように作成されております。各学校のキャリア教育の年間指導計画についても、各中学校区で私たちの地域という捉え方で年間指導計画を見直していただいて、この夢・未来ノートのどこに重点をかけて使っていくかというのを中学校までの9年間を見通して各学校に作成していただくように今お願いを申し上げているところです。

続きまして、この夢・未来ノートの扱い方ですけれども、私どものイメージとしては、各小学校が入学時に子どもたちの、いわゆるポートフォリオ用に使っているクリアファイルというのが教室の後ろにずうっと貼ってあって、6年間継続して教室の後ろで持ち上がっていく、そういったものがございます。その中に夢・未来ノートを活用したものを残していただいて、中学校に上がるときに、その夢・未来ノートの部分だけを持って中学校に上がっていただいて、そういうようなことができれば、まさにポートフォリオとして各学校で子どもたちがいつでも見直すことができる、そういった形での活用というのはできないでしょうかというようなことで、一つの案として今ご提案申し上げているところです。

その一方で、ポートフォリオでございますので、そこに書かれている子どもたちの夢というのは完全な個人の情報という位置付けになりますので、それらについての開示請求というのは本市の要綱に照らすと開示できない部類にあたる。ただ、教室内の学習の成果の掲示物として教室内の掲示は行われているというようなことで、そのような取り扱いになってこようかなと考えて、今、各校長先生方とどういった保管が可能かというのをご相談させていただいているところです。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 これまで、4月から3回話し合いをもたれたわけですが、その中で今一番先生方が危惧されている点というのは何かございますか。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 まさに今、田中委員からご質問いただいた中学校の場合は常時掲示するというのを教室であまり行いませんので、様々な教科、教科担任制でございますので、そういったことはあまり行いませんので、じゃあどういった形での保管をしていくのかというところでございます。

それについては、かつて道徳が教科化される前に、国のほうで心のノートという取り組みがございました。これはいわゆる道徳のポートフォリオの教科書的なものを全児童・生徒に配布して、2か年にわたって、中学校においては3か年にわたって使ってくださいというようなノートを出すわけですが、それは教室に保管されて使われておりました。そのようにクリアファイルの中に子どもたちの夢・未来ノートを保管していただいて、教室内で子どもたちがいつでも手に取って自分のものを見返せるように、そのようなやり方はいかがでしょうかというようなところで、まだ決定でもありませんけれども、様々なアイデアを出しながら校長先生方と話し合わせていただいているところでございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 どうもありがとうございました。これからのキャリア教育を通して育てる基礎的・汎用的能力、これの大きな成果、本当に楽しみにしております。どうぞよろしく願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。嶋田委員。

○嶋田委員 大変いいものをつくっていただいてありがとうございます。この中に地域に関するものが結構あって、こんな地域にしたいとか、地域のためにできることを考えようとか、こういうことって結構子どもは大人が思いつかないようなすごいことを考えついたりするので、地域にフィードバックできるような機会があればいいなと思いました。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 そうですね、市民科との連携を活かしながら、子どもたちのそういう思いが地域に発信できるような形で活用できたら、本当に私もうれしいので、そんな形につなげていけるように使っていきたいと思っています。

○小町教育長 今の部分は大変に重要な指摘でございまして、子どもたちはしっかりと人格の完成を目指して教育するとともに、市民としてというのが立川市の教育の特徴でございます。そういった意味で、児童会・生徒会サミットございまして、どんなよりよいまちにしていこうというテーマで取り上げたいと思っていますので、そんなときも基礎的な一つの資料にもなるのかなと思っています。そういった意味で、この夢・未来ノート、とても汎用性があるのかなというふうに思っているところでございます。

特に、国が考えているより、より立川らしさが出ているのが地域という項目が入っているところが大きなポイントかなと思いますし、これはキャリア教育というふうに言いますけれど、私的にはこれは主権者教育でもあるなと思っています。主権者教育は選挙制度について学ぶとか、いろいろなやり方はあろうかと思いますが、自分の地域に関心を持って、それに関わって、主体的に行動してみる、貢献を含めて行動してみる、それはとても大事な主権者教育ではないかなと思っていますので、そんな視点もここに盛り込みながら、実際的には運用していただくように、校長会を通して周知を図っていきたいと思っていますのでございます。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(2)「立川 夢・未来ノート」の作成について、の報告及び質疑を終了いたします。

○小町教育長 次に、その他に入ります。

その他はございますか。

〔「ありません」との声あり〕

◎閉会の辞

○小町教育長 それでは次回の日程を確認いたします。次回、令和元年第22回立川市教育委員会定例会は、令和元年11月28日木曜日、午後1時30分から、302会議室で開催いたします。これをもちまして、令和元年第21回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後3時24分

署名委員

.....

教育長